

市議会の しくみについて

市議会とは

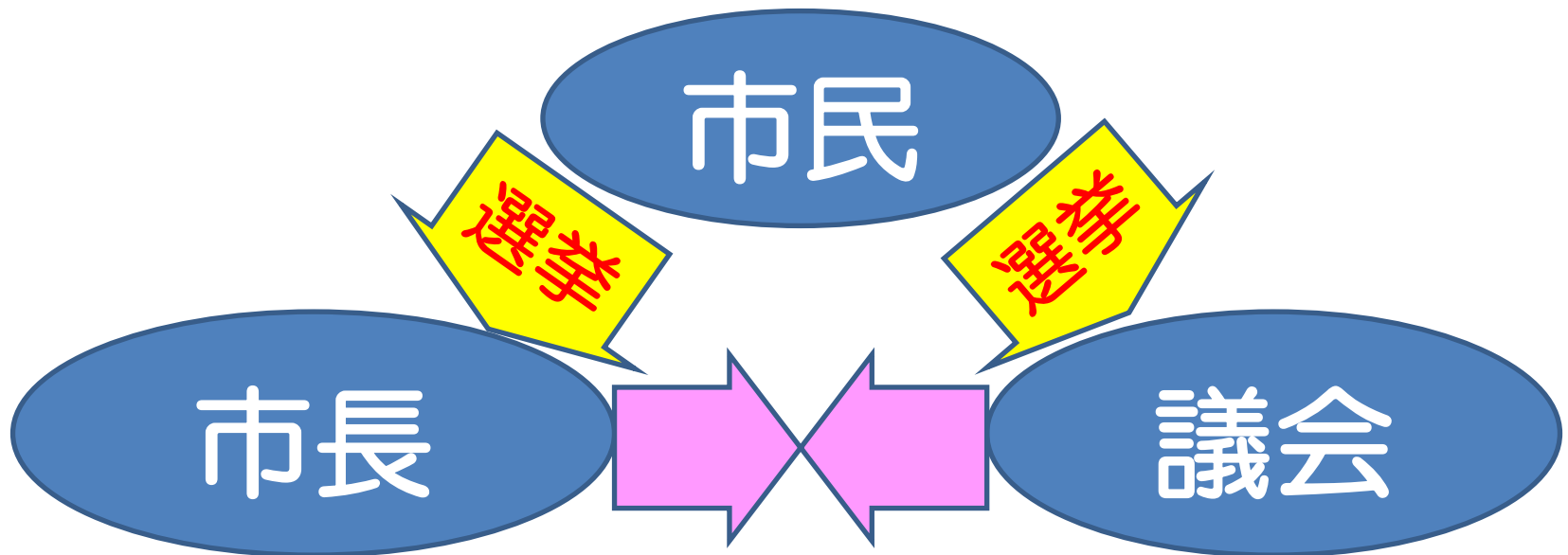
- 茨木市議会は、選挙により選ばれた議員で構成し、同じく選挙で選ばれた市長とともに、茨木市民の代表機関である。

議会は、執行機関の監視及び評価、政策立案・提言の役割を担っている。そのため、市民の多様な意見の集約・調整を行い、議員間の議論を通じて政策の論点や課題を明らかにした上で、意思決定を行うものである。 （茨木市議会基本条例 前文）

議会と市長の関係

議会は、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、市長その他の執行機関と常に緊張と話(わ)のある関係を構築するものとする。

(茨木市議会基本条例 第7条)



• 議員の定数、任期

議員の定数は、法律（地方自治法 第91条）において条例で定めるとされており、茨木市の定数は30人と定めています。
（茨木市議会議員定数条例）

議員の任期は4年（地方自治法 第93条）で、現在の議員の任期は、平成25年1月31日から平成29年1月30日までです。

• 議長の責務

茨木市議会基本条例 第11条 においては、議長は、議会を代表し、公正で効率的な議会運営に努めるものとする。

市議会の権限

- 議決権

- 調査権

- 議案提出権

- 同意権

- 選挙権

会派

- 議会活動を行うため、政策を中心とした同一の理念を共有する議員により、会派を結成することができる。会派は、政策立案、政策提言等に関して調整を行い、必要に応じて議会内の合意形成に努めるものとする。（茨木市議会基本条例 第4条）

維新の会・みんなの茨木 (7人)

塚 理 大野 幾子
長谷川 浩 滝ノ上 万記
中井 高英 山崎 明彦
山本 隆俊

公明党 (6人)

坂口 康博 大村 卓司
青木 順子 松本 泰典
篠原 一代 河本 光宏

自由民主党・絆 (6人)

福丸 孝之 上田 光夫
下野 巖 上田 嘉夫
中内 清孝 辰見 登

日本共産党 (3人)

朝田 充 大嶺 さやか
畑中 剛

茨木市民フォーラム (3人)

小林 美智子 桂 睦子
米川 勝利

民主みらい (4人)

友次 通憲 安孫子 浩子
中村 信彦 田中 総司

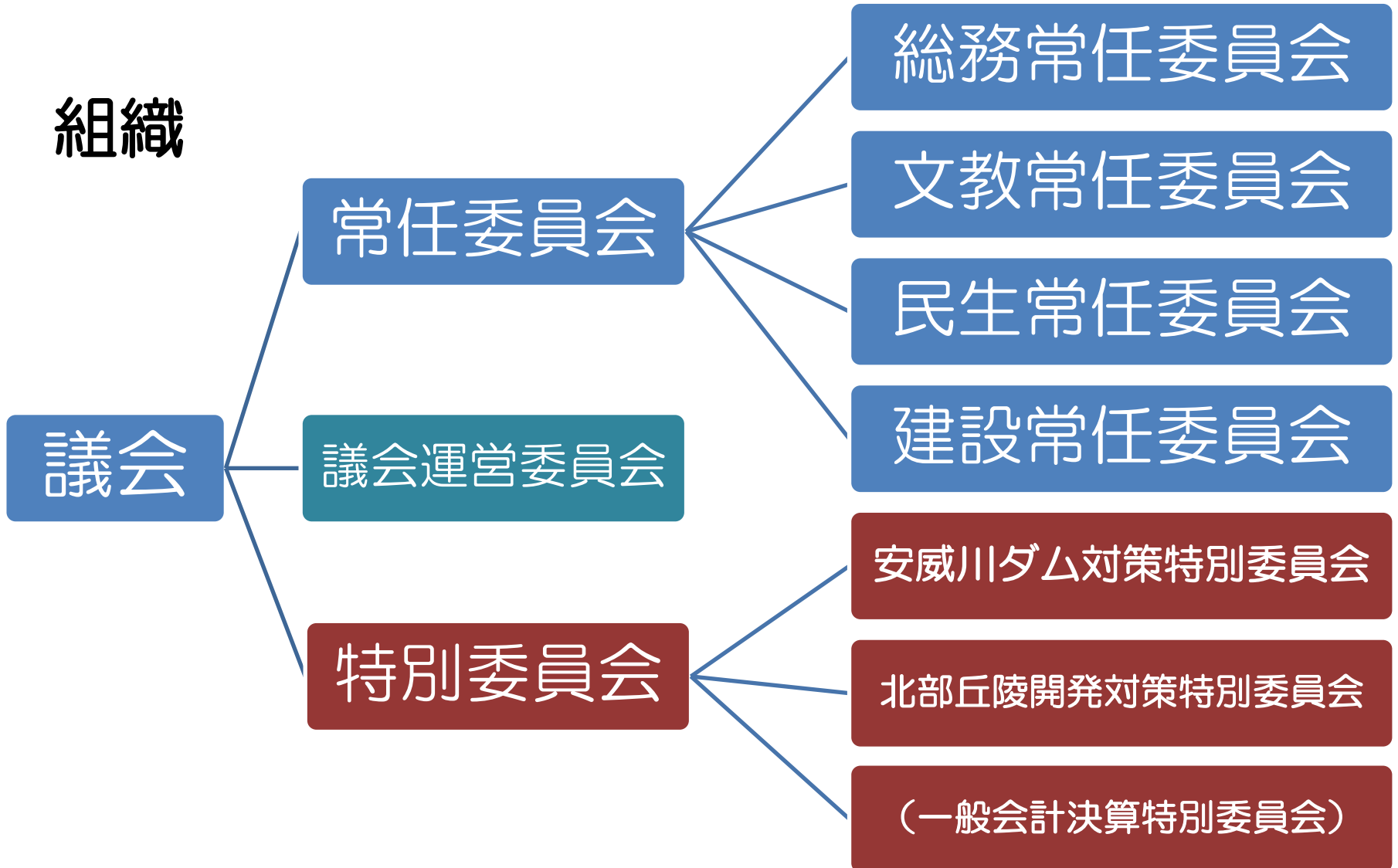
会派に所属しない議員 (1人) 山下 慶喜

議会事務局



市議会の構成

組織



常任委員会

総務常任委員会 定数7人

所管事項：総務部、企画財政部、会計室、消防本部、
選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、
他の常任委員会の所管に属しない事項

文教常任委員会 定数7人

所管事項：市民文化部、教育委員会

民生常任委員会 定数8人

所管事項：健康福祉部、こども育成部

建設常任委員会 定数8人

所管事項：産業環境部、都市整備部、建設部、水道部、
農業委員会

議会運営委員会

- 所管事項：①議会の運営に関する事項
②議会の会議規則、委員会条例等に関する事項
③議長の諮問に関する事項

特別委員会

安威川ダム対策特別委員会

所管事項：安威川ダム建設にかかる問題

北部丘陵開発対策特別委員会

所管事項：北部丘陵開発にかかる問題

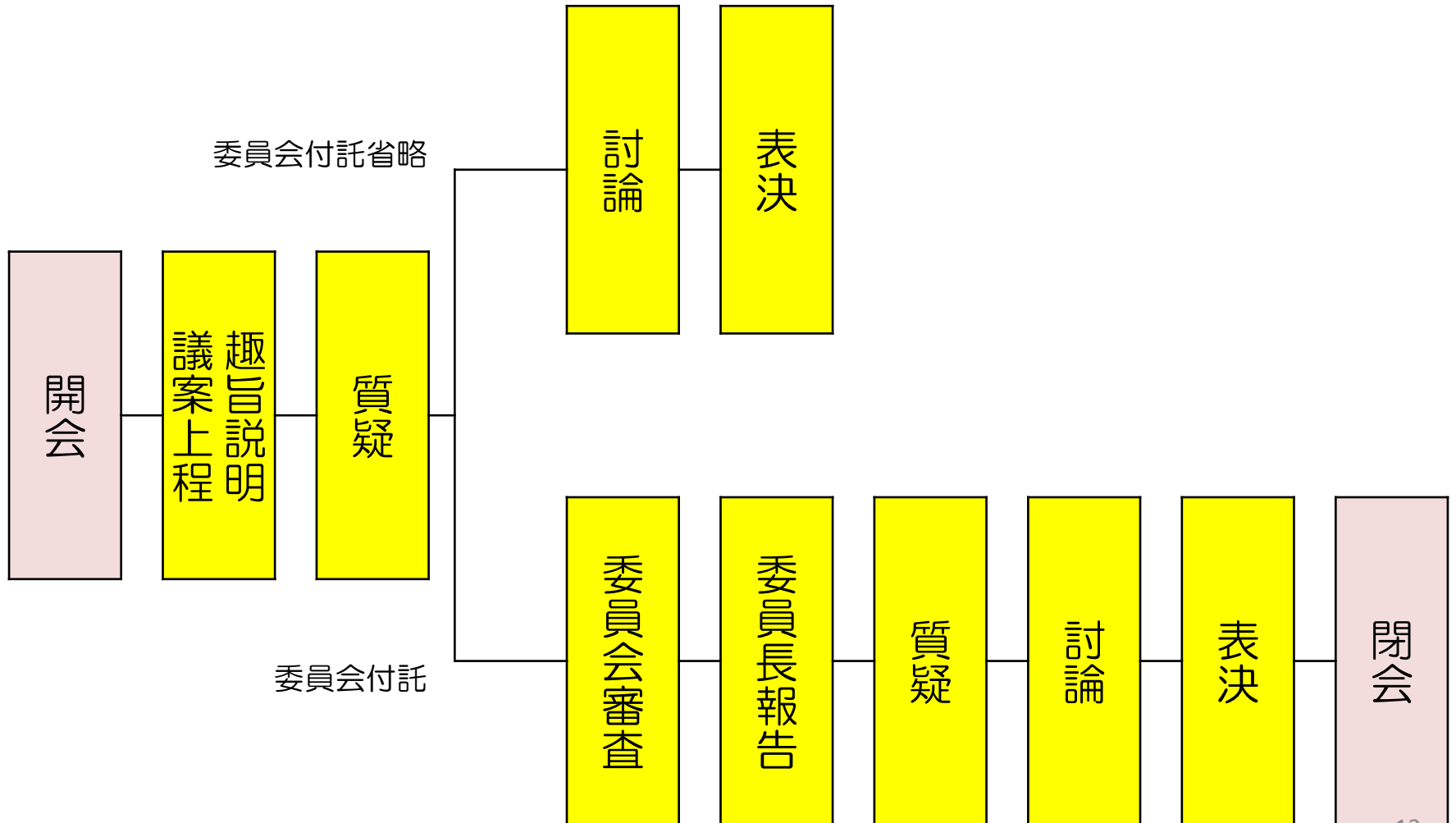
一般会計決算特別委員会は、9月定例会で議決を得て、その都度設置されます。

市議会の運営

- 市議会には、定期的に行われる定例会と必要に応じて行われる臨時会があります。
- 茨木市の定例会は、年4回（3月、6月、9月、12月）開かれます。

（茨木市議会定例会の招集時期を定める規則）

定例会の流れ



議場

